

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の変更）

要望元：外務省経済局国際貿易課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		特恵関税制度								
改正要望の内容		特別特恵関税（LDC特恵関税）の対象となっている国に対して、LDCから卒業後、3年間同関税を延長して適用することを可能とする。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		—								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		2025年4月1日から同延長措置を導入								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>我が国は、後発開発途上国（LDC）（注1）に対し、国連貿易開発会議（UNCTAD）の合意も踏まえ、開発途上国一般に対する特恵関税（注2）に加え、LDC特恵関税を導入（1980年～）している。2007年4月1日からは、対象品目を拡大し、LDCからの輸入のほぼ全ての品目（関税分類の約98%）を無税としている（現在、44か国に適用）。</p> <p>（注1）国連開発計画委員会（CDP）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々。3年に一度LDCリストの見直しが行われ、基準を超えた国はLDCリストから削除される（LDC卒業）。</p> <p>（注2）開発途上国から輸入される一定の産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特恵税率）を適用（1971年～）。</p> <p>WTOでは、2023年10月、LDC卒業国に対する関税の優遇措置について、LDC卒業後の円滑で持続可能な移行期間を設けることを奨励する旨の文書が採択された。その後、本年2月のWTO第13回閣僚会議（MC13）の閣僚宣言として合意された。</p> <p>G7諸国では、EU（独・仏・伊）及び英国は、LDC卒業国に対するLDC特恵関税の3年間の延長措置を導入済み。カナダは、3年間の延長措置を検討中。</p> <p>【参考】近くLDC卒業が予定される国：サントメ・プリンシペ（2024年12月）、ラオス（2026年11月）、バングラデシュ（2026年11月）、ネパール（2026年11月）、ソロモン（2027年12月）</p>								

	<p>② 問題点</p> <p>上述のとおり、WTOでは、LDC特恵関税が付与されている加盟国に対し、LDC特恵関税の付与の終了に向けた円滑かつ持続可能な移行期間を与えることを奨励する文書が採択され、G7ではEU（独・仏・伊）及び英、カナダは同措置を導入済み又は導入に向けて検討中である。G7広島サミット等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきた我が国としても、G7諸国と足並みを揃え、LDC特恵関税の延長を検討する必要がある。</p> <p>本延長を行わない場合には、日本とLDC特恵関税享受国との二国間関係やグローバルサウスとの連携に影響を落とし、G7等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきた我が国のリーダーシップにも疑問を生じさせることになる。</p>
<p>改正の必要性和目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>我が国は、G7広島サミット等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきており、開発途上国、特にLDCへの連帯を示すことは非常に重要であることから、先般のWTOでの合意を踏まえ、LDC卒業国に対して3年間LDC特恵関税を延長して適用することを可能とすることが必要。</p> <p>なお、卒業国に対して実際にLDC特恵の延長を適用するか否かについては、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して政府において決定することとする。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>2025年4月1日。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>当該延長措置により、引き続きLDC又は地域の経済発展に寄与することで、LDC卒業国との経済関係の強化に資することが期待される。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>本件実施による我が国経済、産業界への影響は限定的。</p> <p>仮に国内産業に損害を与える等の場合は、政令により特恵関税制度の適用を停止できる。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>LDC特恵関税制度をLDC卒業国に対して延長して適用することは、LDC卒業国の経済開発に貢献するとともに、我が国のグローバルサウス、特にLDCとの連帯を示す上で非常に重要である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p>

	<p>—</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>
--	---------------------------------

○ 改正経緯

これまでの改正状況	2006年に、LDC特恵対象品目の拡大を実施している。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」に同じ。